

消防法令改正に伴い



すべての飲食店等に消火器具の



設置が義務付けられました。

平成28年12月22日に糸魚川市で発生した大規模火災を受け、今まで消防法令で消火器具設置の義務がなかった延べ面積150㎡未満の飲食店等にも、令和元年10月1日から消火器具の設置が義務付けられました。

新たに消火器具が必要となる飲食店等

飲食店等で、次のすべてに該当する場合は、消防法施行令第10条に基づき、消火器具の設置が義務付けられました。

1 建物の延べ面積が150㎡未満

- ※建物全体の面積が150㎡以上の場合は、従前から設置が必要です。
- ※建物の用途や面積等により、設置の基準が変わってきます。



2 業として飲食物を提供するため、こんろなどの火を使用する設備又は器具を設けている。

- ※こんろなどの火を使用する設備又は器具に、防火上有効な措置(調理油過熱防止装置など)が講じられている場合は、消火器具の設置が必要ありません。

消防用設備等の点検・結果報告

今回の消防法令の改正により、新たに設置した消火器具は、消防法第17条の3の3に基づき 6カ月ごとに点検し、1年に1回、営業する地域の消防署に報告することが義務となります。

※消防用設備等の設置及び点検等について詳しく知りたい方は、こちらのホームページを御覧になるか、十日町地域消防本部 予防課まで御連絡ください。

- 日本消防設備安全センター
- 総務省消防庁
- 消火器法改正リーフレット
- 消火器の点検報告支援パンフレット
- 消火器の点検結果報告書の様式

